

遅延理由書について


飼育動物診療施設（動物病院）の開設者は、獣医療法第3条に基づき開設、変更及び廃止等の事由が発生した場合、10日以内に大阪市長に届出をしなければなりません。

このため、事実が発生した日から届出までの期間が10日を越えた場合は、次のことにご留意の上、遅延理由書の提出をお願いします。

記

- 1 大阪市長宛に提出すること
- 2 10日以内に届出できなかった理由及び今後注意する旨の一文を必ず記載すること
- 3 氏名及び提出年月日を記載し、押印すること

【参考例】

遅延理由書		年 月 日
大阪市長 様		
	住所 氏名印	
<p>獣医療法第3条に基づく届出を、（開設・変更・廃止）後10日以内に行うべきところ、次の理由により、遅延いたしました。</p> <p>今後は十分注意いたしますので、今回は寛大なご処置をお願いします。</p>		
記		
遅延理由	（10日以内に提出できなかった理由を記載してください）	